

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私は、平成 4 年 3 月に大学を卒業後、同年 4 月に就職が決まり、A 市で約 3 か月の研修後上京するときに、母親から、年金は加入期間が空くともらえる年金額が減るから遡って国民年金保険料を納めていると言われ、領収書と年金手帳を渡されたことを憶えているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は、「学生が国民年金の強制加入対象となった旨の B 町の広報誌を見て、同町役場で娘（申立人）の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除申請を行った。」としているところ、同町では、学生が国民年金の強制加入対象となった平成 3 年 4 月直後の同年 5 月 1 日に「学生のみなさん国民年金に加入を」という記事を掲載した広報誌を発行したことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の払出し状況から、同年 7 月頃に同町において払い出され、平成 3 年度の保険料の申請免除処理も平成 3 年 9 月に行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年 7 月頃に行われたものと考えられる。

また、申立期間は申立人が学生であった期間であり、学生が国民年金の強制加入対象となった平成 3 年 4 月より前の任意加入期間であることから、この期間の国民年金保険料を納付するには、前提として、申立期間当時に国民年金の加入手続を行う必要があるが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の同年 7 月頃に払い出されており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない

ことから、申立期間は、国民年金の任意かつ未加入期間であると考えられ、遡って加入及び保険料納付を行うことができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から50年3月まで

申立期間当時、実家の理容所兼自宅に集金人が来たときに、店の会計をしていた父が兄と私の国民年金保険料を納めてくれていたが、兄の記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納であることは考えられないので、調査のうえ、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は、父親が国民年金保険料を納めてくれており、昭和50年12月に独立後は自身が夫婦の保険料を一緒に納めていたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、A市において被保険者資格取得日を41年12月31日として、51年4月に夫婦連番で払い出され、この頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえないことから、払出時点までは、申立期間は国民年金に未加入の期間であると考えられ、制度上、保険料を納付できない期間である上、払出時点においても、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立人自身は関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年3月までの期間、58年4月から62年9月までの期間、63年4月から平成3年4月までの期間及び5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から51年3月まで
② 昭和58年4月から62年9月まで
③ 昭和63年4月から平成3年4月まで
④ 平成5年4月から6年3月まで

私が持っている年金手帳では、はじめて被保険者となった日が昭和41年*月*日となっていることから、私が20歳のときに母が国民年金に加入する手続をして国民年金保険料の納付をしてくれていたはずであり、結婚したときにはこの年金手帳を持っていた記憶がある。

また、昭和52年頃から自営業をしていたので、銀行の得意先係の人がA市の自宅まで集金に来てくれ、税金や国民年金の保険料等を預けて納付してもらっていた。59年頃に市内で住所を変えてから平成7年頃までは、送られてきた納付書で私自身が納付したにもかかわらず国の記録では未納とされているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、A市において昭和51年12月頃に払い出され、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえないことから、払出時点までは、申立期間は国民年金に未加入の期間であると考えられ、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、払出時点においても、申立期間①の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①に係る保険料の納付を行ったとする申立人の母親からは高齢のため供述を得ることができず、申立人自身は関与していないため、国民年金の加入状況及び申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

なお、申立人が所持している年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降に使用されたオレンジ色の年金手帳であり、当該年金手帳に記載された「はじめて被保険者となった日」は、加入手続の時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付開始時期を特定するものではない。

申立期間②、③及び④について、申立人は、当該期間当時、何回も転居したとしているところ、住民票の住所変更手続をした記憶が無く、国民年金保険料の納付額等の納付状況に関する記憶も明確でないほか、A市の国民年金検認状況一覧表において、いずれも未納であることが確認でき、これらの記録内容に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立期間は4つと複数であり、合計 154 か月と長期間に及んでおり、この間、事務処理誤りが繰り返し行われたとは考え難い上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から 45 年 4 月 1 日まで

A社では、防災器具の販売営業担当の正社員として1年近く勤務していた。同社での厚生年金保険の加入記録は1か月となっているが、申立期間も給料をもらっており、手取り金額も変わっていないので、厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容や同社を退職し、B社に入社したときの経緯などを詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が、A社が倒産するまで一緒に勤務していたとする同僚は、「私は、昭和 44 年 9 月から 45 年 5 月までの期間は会社勤めをしていない。」と回答している上、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、44 年 9 月 1 日となっており、オンライン記録で確認できる申立人の資格喪失日とほぼ同時期であることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したものの、上記同僚を除き申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等について供述を得ることができない上、同名簿から、申立人が、昭和 44 年 8 月 31 日の資格喪失に伴い健康保険被保険者証を返納していることを示す「証返」の記載が確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員の平均被保険者期間は約4か月と短いことから、同社が、従業員について短期

間で資格を喪失させる取扱いをしていた可能性を否定できない。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も連絡先が不明である上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。